

許 可 証

横須賀市指令環資第 75 号
平成 22 年 12 月 20 日

住 所 横須賀市浦郷町 5 丁目 2931 番地 98

氏 名 株式会社マルコ
代表取締役 平 由紀子

横須賀市長 吉田 雄人



平成 22 年 2 月 17 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

- 1 許可年月日 平成 22 年 4 月 1 日
- 2 許可番号 第 6 号
- 3 許可の期限 平成 24 年 3 月 31 日
- 4 事業の範囲
 - (1) 業務の種類 一般廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含む)
 - (2) 廃棄物の種類 一般廃棄物 (ごみ、粗大ごみ)
- 5 許可の条件
 - (1) 本市に提出した事業計画書に基づいて業を行うこと。
 - (2) 積替え・保管は次の場所にて行うこと。
 - ①所在地 ア) 横須賀市西浦賀 6 丁目 3 番 10 号
イ) 横須賀市浦郷町 5 丁目 2931 番地 98
 - ②保管量 ア) 17 t 未満
イ) 1 t 未満
 - (3) 粗大ごみについては、引越請負業者から引き取るものに限る。
 - (4) 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。

書 換 事 由

平成 22 年 9 月 17 日 代表者の変更
平成 22 年 12 月 20 日 廃棄物の種類「粗大ごみ」追加

この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、横須賀市長に対して異議申立てをすることができます。また、前記の異議申立てをしなくても、この許可証を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、横須賀市を被告として (訴訟において横須賀市を代表する者は、横須賀市長となります。)、許可の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に許可の取消しの訴えを提起することができます。